佐藤　武　佐藤　浩　澤田　米代
澤藤　時雄　座喜味忠正　重松　富之
下釆　静夫　七倉　彦二　篠原　貫
篠原　安孝　柴田　俊樹　島崎　繁次
嶋田　榮次　嶋村　宗治　白鳥　武
神保　弘　須貝　重徳　菅野　貞三
杉本忠太郎　鈴江　俊夫　鈴木　主計
鈴木　佳男　頭師　義明　妹尾　武三
関　淳　善住　喜録　曽根原正雄
園田　捨吉　園田　博通　高井　重雄
高木　欣一　高倉　要　高嶋　清秀
高橋亀久松　高橋　清　高橋　武男
高橋　貢一　高橋　正美　高村　宗雄
滝澤万五夫　瀧本　清英　武内　淳
竹内　健　竹野　齊　田島　榮作
田中　修二　田中　隆夫　田中　兀
田中　秀治　田邉　繁雄　臺沖　一三
近井　末六　千葉　普　塚本　慶明
津川　力　土田　祥三　津野　克巳
角田　孟二　坪井　長行　坪田　祥一
寺田　忠司　寺本　義治　天間　松雄
出村　外吉　時澤　一郎　徳野　治男
徳毛　學　冨井　信顯　冨田　一郎
豊川益太郎　中島　義光　中西　静男
中根　亮次　中野　修一　中村　閑策
中村　司　中村　俊之　中村　文吉
中村　正巳　長島　貢　中山　勇
永井　進　永山　治　永田　正彦
永山　嘉一　西入　惠二　西澤　菊芳
西田平一郎　西野　德榮　西村　淳
布村　務　野田　清　野村　敏夫
橋本　定之　羽田　安夫　濱崎　勉
濱田　亘　濱村　捷紀　早川　キミ
林　昌範　林田　良信　原田　明男
春口　德雄　半崎　正信　疋田　邦夫
久角　三郎　平田　武二　平田　利子
平田　康市　平野　耕治　平林　金一
平山　清　廣瀬　正保　深井　一四
福井　唯夫　福島　英夫　福田　博
藤井　三郎　藤田　一男　藤田　時夫
藤田　裕三　藤橋　清春　藤原　俊光
二村　文隆　星野信多々　堀　登
堀内　和男　堀内　慶治　堀口　友則
堀越　正義　前田　信義　牧田　邦俊
牧野　嘉明　正木　要　益子　良三
増本　佳治　増田　芳夫　松井泰一郎
松岡　正　松田　太郎　松田　仲男
松村　廣雄　松本　重義　松本　珍吉
三木　春男　宮澤　相郎　宮本　安之
宗像　龍雄　村上　末張　村瀬　徹
村田　美代　村山　貞雄　本井孝治郎
本池　春夫　森　唯夫　森　美代子
森藤　義博　森山　安則　森脇長三郎
八木　崇　安井　吉一　谷島俊四郎
安居奥一郎　山下　茂　矢伏　久二
山崎　喬　山田　周平　山田　幸雄
山田　英一　山村正二郎　山本　規
山本　威　山本　慶一　遊佐　孝
湯川　佑　吉川　喜八　横田　公望
若林　五郎　渡辺　清春　渡部　要範
渡邉　道弘　和田　二郎　渡邊　全治

瑞宝双光章を授けるる（各通）
内海　なを　釜田キヤヨ　栗崎　芳雄　柴崎　基
末松　甲　武田　春市　端場　勝義　野村　竹春
林　文子　伏見　崇　藤井　貢　松本マサヨ　向井　三郎　安室　昇
山本　徳平

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上四月一日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の長野県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　四月十五日
皇居（坂下門）御出門
東京駅御発
長野駅御着
長野県立歴史館
あんずの里スケッチパーク
長野県立歴史館
お泊所　THE SAIHOKUKAN HOTEL

第二日　四月十六日
工業技術総合センター食品技術部門
THE SAIHOKUKAN HOTEL
長野駅御発
東京駅御着
還幸啓

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月10日

近畿地方整備局長　谷本　光司

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	9号	南丹市園部町美園町七号12番2から同市園部町美園町七号12番1までの上り線 南丹市園部町美園町七号12番1から同市園部町宮町西43番2までの上下線 南丹市園部町宮町西43番2から同市園部町宮町西15番までの上り線

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、平成25年3月28日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年4月10日

岐阜地方法務局長　白井　正彦

記

氏名　蜘手喜代司
所属する司法書士会　岐阜県司法書士会
登録番号　岐阜第509号
事務所の所在地　岐阜県高山市初田町二丁目67番地30
違反行為　登記申請人の申請意思確認義務違反

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の3の規定に基づき、平成25年3月9日付けで戒告の処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

平成25年4月10日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　福本　利文
生年月日　昭和43年11月19日
住所　神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜666番地
社会保険労務士登録番号　第14960053号
事務所の名称　社会保険労務士福本利文事務所
事務所の所在地　神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜666番地
懲戒処分の対象となった行為　「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月10日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年3月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンライズ　福田　広司　山口県防府市中央町5番3号　国土交通大臣許可（般―22）第23948号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（大工工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年2月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。